

人材育成の
助成を受けたい

働くなれば滋賀！ 人材育成助成事業

趣旨・目的

県内中小企業等における採用後の人材育成の充実を促進し、大学卒業予定者をはじめとする若年求職者が働くなれば滋賀の企業へと感じることに繋げていきます。

また、採用後も人材育成の負担や、離職者の発生など課題も多いことから、人材育成機会の増大を図ることにより、従業員のスキルアップや定着率の向上を図ります。

対象となる方

■申請できる事業主

中小企業等で、以下の要件を満たすことが必要です。

- ・県内に本社または主たる事業所があること。
- ・人材育成に要する費用を助成事業主が負担していること。
- ・同一の人材育成について国または地方公共団体等から助成を受けていないこと。
- ・県企業情報サイト「WORK しが」に企業情報を掲載していること。等

支援内容

■助成対象となる人材育成

- ・職場を離れて、外部の研修機関が作成したプログラムや社内の担当部署が考案したメニューを受講し、必要な知識やスキルの習得を図るもの（OFF-JT）。
- ・申請に基づき県が交付決定をした日から令和3年3月31日までの間に開始し、支払いまで終了したもの。

■助成対象となる受講者

- ・雇用契約締結後3年以内の正規雇用労働者で、出席率が3／4以上の方

■助成対象経費

- ・受講料、教科書代、講師謝金、会場借上費 等

■助成率・助成限度額

- ・助成率：助成対象経費の2／3以内
- ・助成限度額：15万円（1助成事業主が年度内に交付申請できる金額）

■申請受付期間

- ・令和3年2月12日（金）まで
（予算の範囲を超えた場合は、受付期間内であっても受付を終了することがあります。）

※詳細は、滋賀県のホームページを御覧ください。

(<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/shigotosangyou/shigoto/302826.html>)

問い合わせ先

滋賀県商工観光労働部 労働雇用政策課 能力開発・人材育成係

TEL：077-528-3755（129ページ No.19）

資金面の支援・優遇措置

情報・アドバイスの提供

技術・製品の
改善・開発面の支援

販売・取引面の支援